

京大タテカン訴訟ニュース

第 17 号 2025 年 10 月 21 日

Kyoto Univ. Labor Union / Established in 1948

第一審不当判決、控訴審へ

2025 年 6 月 26 日に京都地裁 101 号法廷において、タテカン訴訟第一審判決が言い渡され、原告京大職組側敗訴の不当判決でした。判決後、報告集会を実施し、声明文を公表しました。

<https://www.kyodai-union.gr.jp/tatekan-28/>

原告は、8 月 26 日に大阪高裁に控訴しました。控訴審の口頭弁論は、11 月 26 日に大阪高裁で予定されています。以下ではここまでの経過の概要をご報告します。発行が遅れましたことをお詫びします。



▲ 2025 年 6 月 26 日の報告集会・京大職組撮影

判決の概要

京都地裁の判決は結論先にありきの内容で、事実認定も法律解釈も成り立っておらず、法律家の職業倫理にもとるものでした。後世に悪名を残すことに抵抗がないのか、理解に苦しむ判決です。

団体交渉での事実を否定 京大キャンパス周辺に建てられる学生・教職員らのタテカンが京都の景観を形成する名物の 1 つであったことは、京大出身である担当裁判官らが直接に見ていた公知の歴史的事実であり、たびたび全国で報道されてもいました。京都大学は、国の一部であった時代から数十年にわたってタテカンの掲出を認め、台風対策などの安全確保にのみ注意を払ってきました。強制撤去後の京

大法人と京大職組との間の団体交渉でも、組合の駒込武氏の問いかけに対して、法人側責任者である理事は、タテカンの掲出が労使慣行として確立していたことを「もちろんです」とする発言を行い、その録音が労使双方で共有されて記録されていました。

ところが今回の判決は、「被告大学は、被告大学の敷地内及びその外構部分に設置される立看板（原告のものを含む。）について積極的に設置を禁止したり撤去したりすることはしなかったというにすぎず、黙示的にも、原告を含め立看板を設置した者に対し、立看板の設置を許可していたものということとはできない」とし、「令和 2 年 7 月 29 日の団体交渉の席上、立看板設置に係る労使慣行の存在に言及した原告側の発言に対し、被告大学側出席者が『もちろんです。』と応答したことが認められるが」、「この事実も上記認定、判断を左右しない」としました。

しかし、これは「出席者」ではなく法人側責任者の発言であり、その後、法人側の誰も訂正を申し入れていないのですから、労使慣行の確立は団体交渉の場で当事者双方が合意した事実です。それにもかかわらず裁判所は、理事発言が虚偽だったと認定しました。裁判官らは、タテカンの設置が長年認められてきたことを直接見て、百も承知だったはずです。

表現の自由はそもそも存在しない また、判決は、敷地管理権者である京大法人には検閲ができ、敷地上に表現の自由はそもそも存在しないとする趣旨の判示を行っています。

判決は「同一管理権者が管理する敷地が外形上明確に区分されている場合には、各敷地がそれぞれ一つの区画に当たると解することは、通常の判断能力を有する一般人をして理解可能である」としました。もし本当にそうだとすると次のようになります。今出川通北側は、百万遍交差点から東に 1 筋目の道路までの間に、知恩寺や飲食店など 25 軒以上の「管理権者」がいます。それぞれ 15 平米とすると、合計最大 400 平米近く屋外広告物を出せることになります。

京大職組は条例上同じ条件の場所である今出川通

の南側（京大敷地内）に2平米のタテカンを出して2度にわたり撤去されました。歴史的建造物などのない場所で、200倍の格差を設けるという裁判所の解釈は、一般人どころか法律家にも理解不可能です。

一方、京大法人は、学生の11月祭のタテカンを同じ今出川通南側において約30平米許容しています。これはタテカンの表現主体と内容に基づく差別です。判決はさらに、歴代総長が登壇するシンポジウム（京都大学女性教員懇話会、一般財団法人日独文化研究所）のタテカンの掲出が認められていても京大職組のタテカンは撤去されるものとし、事実上の検閲を肯定しています。国立大学のキャンパスを個人宅の庭であるかのように扱っています。

公に利用される場所でも表現の自由が認められることは、本ニュース13号でも紹介しましたとおり、「海老名フラッシュモブ事件」の横浜地裁判決が確認しています。この判決は、海老名市の管理する海老名駅南北自由通路上でスタンディングのパフォーマンスを行っていた市民グループに対して市長の出した退去命令が違法だとしました。筆者も毎年国会前の歩道での音楽ライブ「イットク フェス」を行い、警視庁麹町署の警護を受けています（通行を妨げずに行う歩道での一時的な演奏には許可はいりません）。



▲ 証拠写真にもかかわらず、一審判決がキャンパス内側向けだとした11月祭タテカン・筆者撮影（2025年11月20日）

控訴審での取組み

控訴審では、誰の目にも明白な事実を否定してはばからない一審判決に異議を唱えなければなりません。司法の場でこのようなことまで必要になるのは誠に遺憾です。第一審で原告京大職組の西牟田祐二元委員長と栗山敦書記が証言したとおり、京都大学が国であった時代から、タテカンは文化的伝統であり、安全性に問題のない限り大学が掲出を認めてきたものでした。このことは法人化当時に総長であった尾池和夫氏も従来から明言してきました。控訴審

では一般に知られているこの事実を改めて確認します。京大キャンパスが表現の自由の場であることは、大学にも地域社会にも認められ、日本で一般に知られてきた歴史的事実であり、歪曲は許されません。

なお、タテカン強制撤去がなぜ起きたのかに関する情報開示請求は、文書の内容部分がすべて黒塗りで回答されていたところですが、原告京大職組は黒塗り部分に全く登場せず、規制は学生に対するものであったことが判明しています。本ニュース16号で報告しましたとおり、国の審査会の答申には、京大法人でも京大職組でも学生団体でもない「法人等」が登場しており、「行政指導の中で言及された法人や団体の名称が公にされた場合、当該情報の伝わり方や受け取られ方次第では、これらの法人等が当該行政指導に関与している等の誤解を生みかね」ないとされています。本件タテカン撤去と同時期に起きた吉田寮からの学生の追出しに関しては、2025年8月25日に、学生側勝利和解で裁判が終わりましたが、学生弾圧に関与したように見えるとされる「法人等」が何であるのかは判明していません。

現在、森友学園事件では当初「存在しない」とされた文書の開示が進行中です。安倍元首相殺害事件から3年以上引き延ばされた裁判は10月28日に始まり、一定程度の背景の解明が期待されます。また、日本学術会議任命拒否関連情報開示訴訟の2件のうち、小西洋之議員が一審で勝訴した事案は控訴審に係属しています。民主主義を歪めてきた文教関係の一連の情報隠しに対抗していく必要があります。

今後の予定

控訴審の口頭弁論は、2025年11月26日14時から、大阪高裁本館202号法廷にて行われることになりました。弁護団のほか、控訴人（原告）の京大職組から坂梨健太現委員長が意見陳述を行います。終了後は報告集会を予定しております。対面またはオンラインで参加を希望される方は、京大職組ウェブサイトから事前にお申し込みください。

<https://forms.gle/P9veaiFicuFgWJND6>

ご記入いただいたメールアドレス宛に、会場やオンライン参加のアクセス情報をお届けいたします。

今後とも、みなさまのご注目と応援を賜りたく、どうぞよろしくお願い申し上げます。

（文責・クラウドファンディングプロジェクト

代表・副委員長 高山佳奈子）